

## 五 学生支援の充実等

### (一) 学生支援体制の整備

進学率の上昇による高等教育の規模の拡大とそれに伴う学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う留学生交流の活発化など、我が国の高等教育をめぐる状況は、近年大きく変化している。このような状況の中、外国人留学生を含む多様な学生に対する支援施策のより一層の充実を図ることにより、次代を担う人材を育成していくことが強く求められている。

このため、平成一六年四月より、①文部科学省においては、日本人学生の奨学や厚生補導を担当していた学生課と、留学生の受入れや派遣などを担当していた留学生課を再編・統合し、学生支援課を設置するとともに、②国、特殊法人日本育英会及び留学生関係公益法人（日本国際教育協

会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会）においてそれぞれ実施していた日本人学生や外国人留学生などに対する各種支援業務を総合的に実施する独立行政法人として、日本学生支援機構を設立したところであり、引き続き学生支援の充実を図っていくこととしている。

### (二) 奨学金事業の充実

奨学金事業は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成に資する重要な教育施策である。

日本学生支援機構の奨学金事業は、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的として、平成一六年度より旧日本育英会から引き継いで実施している。その際、学生等のニーズに応えられるよう

事業規模を拡大するとともに、我が国のあらゆる分野で活躍し、その発展に貢献する中核的人材を育成するため、在学中に特に優れた業績をあげた大学院生に対する卒業時の返還免除制度を導入するとともに、学生等の自立を支援するなどの観点から新たに機関保証制度を導入するなど、制度の充実も図ってきたところである。

平成一七年度においては、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、無利子奨学金及び有利子奨学金ともに貸与人員を増員（六万九〇〇〇人増）するとともに、無利子貸与月額（大学・大学院等で一〇〇〇円増額）を図ることとしている。また、平成一六年度に創設した法科大学院生に対する奨学金制度や奨学金貸与制度（有利子）による海外留学支援などについても、引き続き充実を図ることとしている。

また、家計支持者の失業や災害等の被害などによって家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生などに対応するため、無利子で貸与を行う「緊急採用奨学金（無利子）」

を年間を通じて随時受け付け、これまで希望者全員を採用してきた。平成一七年度においても所要額を確保している。

これらの充実により、奨学金事業全体で、六九〇億円増の七五・一〇億円の事業費で、六万九〇〇〇人増の一〇三万四〇〇〇人の奨学生に奨学金を貸与することとしている。

なお、これまで日本学生支援機構（旧日本育英会）で実施してきた高校奨学金事業については、地方分権推進等の観点から、平成一七年度以降に高等学校等に入学する生徒から都道府県に移管（平成一六年度までの入学者については、卒業まで機構で実施）することとしており、従来の貸与水準が維持されるよう、都道府県に対して必要な資金を交付（平成一七年度においては九・一億円）することとしている。

### (三) 就職支援の充実

#### ○就職内定率の動向

文部科学省・厚生労働省が共同で実施している就職内定

日本学生支援機構奨学金貸与月額（平成17年度）

① 無利子貸与（第一種奨学金）

区 分		自 宅	自 宅 外
大 学	国 公 立	45,000 円	51,000 円
	私 立 大	54,000	64,000
	私 立 短 大	53,000	60,000
	通 信 教 育	88,000	
大 学 院	修 士 課 程	88,000	
	博 士 課 程	122,000	
高 等 専 門 学 校	国 公 立	21,000	22,500
	私 立	32,000	35,000
専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	45,000	51,000
	私 立	53,000	60,000

・入学時の需要に対応した奨学金(入学直後の貸与月額に有利子で30万円を増額可能)

(参考)

区 分		自 宅	自 宅 外
高 等 学 校 専 修 学 校 (高 等 課 程)	国 公 立	18,000 円	23,000 円
	私 立	30,000	35,000

・高等学校・専修学校高等課程は平成16年度入学者までの貸与月額であり、平成17年度入学者から都道府県へ移管

② 有利子貸与（第二種奨学金）

区 分	貸 与 月 額
大学・短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校専門課程	30,000円
	50,000
	80,000
	100,000
大学院修士課程・博士課程	50,000円
	80,000
	100,000
	100,000
	130,000

・法科大学院は4万円、7万円増額可能（17万円、20万円の貸与月額設定）  
 ・私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円増額可能  
 ・入学時の需要に対応した奨学金(入学直後の貸与月額に有利子で30万円を増額可能)

奨 学 金 事 業 の 充 実

我が国の将来を担う意欲溢れる学生が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金を希望する学生支援のため、奨学金の更なる充実を図る。

平成17年度予算 貸与人員：103.4万人（6.9万人増）  
 事業費総額：7,510億円（690億円増）

区 分	無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員	45.1万人（1.3万人増）	58.3万人（5.6万人増）
事 業 費	2,631億円（127億円増）	4,879億円（563億円増）
うち政府貸付金・ 財政融資資金	(政府貸付金) 914億円（77億円減）	(財政融資資金(機関債1,100億円を含む)) 4,471億円（644億円増）
対 象 学 種	高校・大学・短大・高専・大学院、 専修学校高等課程・専門課程 <small>*高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から都道府県へ移管</small>	大学・短大・高専(4・5年生)、 大学院、専修学校専門課程
貸 与 月 額	定 額 (私立大学自宅外通学の場合) 6.4万円（1千円増額）	学生が選択 (大学の場合)3、5、8、10万円
貸 与 基 準	学 力	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家 計	995万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 1,341万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法	卒業後20年以内	卒業後20年以内(元利均等返還)
返 還 利 率	無 利 子	0.6%（上限3%）(在学中は無利子) (3月7日現在)

※無利子貸与事業には、高等学校等奨学金事業交付金（91億円、4.1万人相当）を含む。

【主な取組み内容】

(1) 日本学生支援機構奨学金事業

① 貸与月額の増額（無利子奨学金）

・大学、大学院等 1,000円増額

② 奨学金貸与制度（有利子）による海外留学支援の充実

・貸与人員：1,000人 → 1,400人 事業費：12億円 → 17億円

③ 法科大学院学生に対する奨学金制度の充実

・貸与人員：3,500人 → 5,800人 事業費：68億円 → 105億円

④ 入学時の需要に対応した奨学金（有利子による一時金）

・貸与人員：5万人 事業費：150億円

(2) 高校奨学金の地方移管に伴う交付金の措置 予算案：91億円（4.1万人相当）

高校奨学金事業は、平成17年度入学者から都道府県へ移管されることから、その事業の確実な実施を図るために貸付原資として必要な経費を措置する。

○大学等卒業予定者の就職・採用活動  
 平成一七年度（平成一八年三月）に卒業予定の学生の就職・採用活動については、平成一六年度の就職・採用活動を踏まえ、大学側（国公立大学等で構成される就職問題懇談会）と企業側（日本経団連）による「就職採用情報交換連絡会議」において協議が行われた結果、平成一六年度と同様に、大学側が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側が「新規卒業者の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、双方がそれを尊重しあい、相互に十分周知して行動するという形で実施されることとなった。

状況調査によると、今春卒業した学生の二月一日時点での就職内定率は、前年同期に比べ、大学は○・五ポイント増の八二・六％、短期大学は二・五ポイント減の六六・〇％となるなど、大学・短期大学等全体では○・二ポイント増の八一・一％と前年度に比べ若干上回ったものの、学生の就職を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている（図一）。

図1 平成16年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査

(平成17年2月1日現在)

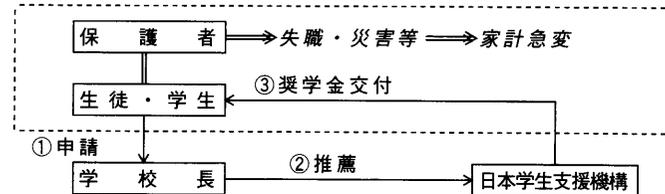
区分	就職希望率	就職内定率
大学	69.5% ( 2.6)	82.6% ( 0.5)
うち 国公立	46.4% (▲0.3)	84.8% ( 1.1)
私立	80.5% ( 4.0)	82.0% ( 0.4)
短期大学	78.7% ( 0.7)	66.0% (▲2.5)
高等専門学校	56.7% ( 7.5)	98.5% ( 0.2)
計	70.1% ( 2.5)	81.1% ( 0.2)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。  
 就職内定率とは、就職希望者に対する就職者の割合。  
 2. ( ) は前年度調査からの増減値 (▲は減少)。  
 (資料) 文部科学省、厚生労働省調べ。

### 平成17年度緊急採用奨学金制度の概要

- 趣 旨 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた生徒・学生に対応するために平成11年度に創設。
- 対象学種 高校、大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）の生徒・学生  
※高校、専修学校高等課程は平成17年度入学者より都道府県へ移管
- 学力基準 勉学意欲がある者
- 家計基準 家計急変（失職、災害等）後の所得見込額
- 採用時期 随時
- 貸与予定人員 8.5千人（高校等奨学金事業の都道府県分を除く）
- 予算規模 37億円（高校等奨学金事業の都道府県分を除く）

申請から採用まで



貸与月額（無利子奨学金と同額）

区分	自 宅	自 宅 外
高等学校	国公立 18,000円 私立 30,000	23,000円 35,000
大 学	国公立 45,000 私立 54,000 私立短大 53,000	51,000 64,000 60,000
大 学 院	修士課程 88,000 博士課程 122,000	
高等専門学校	国公立 21,000 私立 32,000	22,500 35,000
専修学校	高等課程 国公立 18,000 私立 30,000 専門課程 国公立 45,000 私立 53,000	23,000 35,000 51,000 60,000

また、大学側から別途企業側に対し、「倫理憲章」の趣旨にのっとった採用活動を求める「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」を行い、また、企業側においては、秩序ある就職・採用活動の実現に向け、前年に引き続き、八一四社（前年度六四四社）の会員企業の賛同のもと、「企業の倫理憲章」趣旨実現を目指す共同宣言」を公表した。

○学生の就職に対する支援施策

現下の厳しい就職状況などを踏まえ、文部科学省では、大学などの就職指導担当者と企業の採用担当者が一堂に会して情報交換・協議を行う「全国就職指導ガイダンス」を日本学生支援機構などの関係機関と開催し、新規学卒者の就職機会の拡充について参加企業に対し直接要請するとともに、文部科学大臣と経済関係団体との懇談の場を通じても、新規学卒者の雇用枠の拡大について格段の配慮をお願いしている。

また、各大学に対しては、あらゆる機会を通じ、学生一人一人に応じた、きめ細かな就職指導や就職指導体制の充

実を図るよう求めるとともに、学生がしっかりとした職業観を持ち、自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択できるよう、インターンシップの導入やキャリア教育の充実をはじめ、大学教育の中で学生に自分の将来の職業や進路を考えさせる機会をより多く与えるための積極的な取り組みをお願いしている。

(四) 留学生交流の推進

人材の育成を通じた知的国際貢献、諸外国との相互理解と友好関係の強化、我が国の大学などの国際化や、国際競争力の強化に寄与する留学生交流の拡大は、極めて重要である。

これまで文部科学省では、昭和五八年に策定された「留学生受入れ十万人計画」に基づき、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進してきたところである。

この結果、我が国の大学などで学ぶ外国人留学生の数は、平成一六年五月一日現在で、前年比七・一％増の二二万七

三〇二人に上り、目標とされた一〇万人を超えている。これらの留学生は、その九割がアジア地域より渡日した留学生であり、中でも中国、韓国、台湾の三か国（地域）で全体の約八三％を占めている。

また、我が国の日本語教育機関で学ぶ学生は、平成一五年七月一日現在で前年比九・〇％増の四万二七二九人となっている。

一方、近年、我が国において、海外の大学などに留学する学生が増加してきており、各国などの統計によると、平成一四年に海外に留学した日本人は、主要三三か国において約七万九〇〇〇人で、留学先別に見ると、その約七割が欧米諸国となっている。

○留学生政策の新たな展開

留学生の受入れが一〇万人を超える見込みとなったことや、近年の留学生受入れの急増に伴う質への懸念に対応するため、中央教育審議会において新たな留学生政策の在り方について審議が行われ、平成一五年一二月に答申がまとめられた。

◎答申のポイント  
 (新たな留学生支援策の基本的方向)  
 ・これまでの受入れ中心の留学生政策について相互交流をより重視し、日本人の海外留学支援を充実  
 ・受入れについては、今後五年間に三万人程度の留学生が増加すると見込まれることを踏まえ、引き続き施策を充実  
 ・留学生の質の確保及び各大学等の留学生受入れ体制の質的充実  
 ・新たに設立される日本学生支援機構を中核として留学生に対する支援を総合的に実施

文部科学省においては、この答申を踏まえ、平成一七年度においては、①日本人学生の海外留学を支援するため、長期海外留学支援プログラムの実施や貸与制奨学金による支援制度の充実を図るとともに、②留学生受入れ支援体制の整備・充実を図るため、国費留学生受入れの充実や学習奨励費など私費留学生に対する支援の充実を図ることとしている。

現在、留学生による犯罪や不法残留が社会的な問題とな

っているが、文部科学省としては、各大学などに適切な入学者選抜や在籍管理の徹底などを指導するとともに、法務省、外務省など関係省庁と連携しながら政府全体としての取組みを進めている。

・海外留学支援体制の整備

文部科学省では、国費による日本人学生の海外派遣制度を設けている。平成一七年度からは、国際化する社会に対応できる優秀な人材の養成のため、日本人学生等が海外の大学院等に留学し、学位取得や専門分野の研究を行うことを支援する「長期海外留学支援プログラム」（平成一七年度派遣人数一三三人（対前年度三三人増））を実施することとしている。

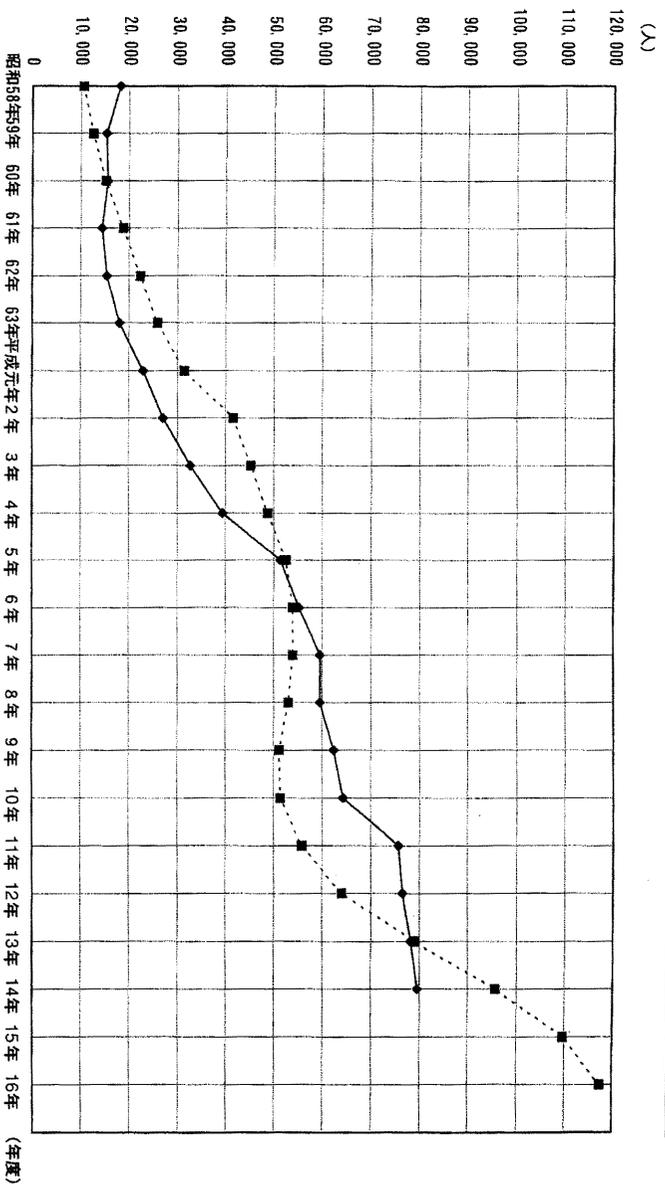
さらに、大学間交流協定などに基づき、一年以内の短期間、諸外国の大学へ派遣される日本人学生や諸外国の大学から我が国の大学に受け入れる外国人留学生を支援する奨学金制度として「短期留学推進制度」を設けており、平成一七年度には、一九五〇人の留学生を受け入れ、六六五人の日本人学生を派遣することとしている。

・外国人留学生に対する支援措置

国費留学生制度は、文部科学省が、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招聘し、我が国と諸外国との国際文化交流を図ることに、相互の友好親善と、諸外国の人材養成に資することを目的として、昭和二九年度に開始され、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生、アジア諸国などの若年指導者を対象とするヤング・リーダーズ・プログラムなど七種類のプログラムにより実施されている。平成一七年度においては、新規受入人数を二〇人増やすこととしている。

私費留学生に対しては、従来から、文部科学省においては、成績優秀者の国費留学生への採用、授業料減免措置を講じた学校法人の援助などの施策を実施することにより、私費留学生が安定した生活の中で勉学に専念できる環境の整備に努めている。また日本学生支援機構では、私費留学生や大学進学を目指して日本語教育機関で学ぶ留学生に対する学習奨励費（奨学金）の給付、私費留学生に対する医療費（自己負担額）の一部補助などを実施している。平成一七年度においては、学習奨励費の支給対象を五〇〇人増員

「我が国の大学等で学ぶ留学生数」及び「海外の大学等へ留学する日本人学生数」の推移



し、授業料減免学校法人援助の増額を図ることとしている。

・日本留学試験の実施

従来、我が国の大学への留学生の入学選抜については、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続きが煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいのと指摘があった。このため、文部科学省では、日本学生支援機構と協力して、海外で広く実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とし、留学希望者にとって利用しやすい試験として「日本留学試験」を開発し、平成一四年度から実施している。

本試験の平成一六年度の受験者の合計は、国内三万七三三二人、海外三五六五人の計四万八九七人であった。また本試験の利用大学は三七五大学（国立八三校、公立五〇校、私立二四二校）、九六短期大学（国立一校、公立二三校、私立八二校）で、さらに、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学は四五五大学（国立一三校、私立三二校）、一一短期大学（すべて私立）となっている。今後、本試験がより多くの大学で利用され、渡日前入学許可

が実施されることが望まれる。

(五) 大学等における社会人受入れの推進

社会、経済が高度化・多様化する中で、個人が豊かで充実した生活を送るためには、社会人となった後でも、高度で先端的な知識や技術を学びたいときに学ぶことができる環境を整備することが必要である。文部科学省は従来から、このような観点の下で、社会人の受入れを一層促進できるように制度の弾力化に取り組んできている。

①長期履修学生制度の導入

従来、個人の事情により修業年限を超えて履修を行うことを希望する場合（例：四年制大学で六年間学ぶ場合など）も、留年や休学として取り扱われていたため、平成一四年三月から、個人の事情に応じて、大学の修業年限を超えて計画的かつ柔軟に教育課程を履修して卒業することができるところを内容とする、長期履修学生制度を導入したところである。これにより、職業などに従事しながら大学で学ぶ

ことを希望する人々の学習機会が拡大してきている（平成一四年度現在、二八大学において導入）。

②通信制の大学院の制度化

大学院における社会人の多様な学習需要にこたえる環境の整備については、社会人特別選抜制度の導入や夜間大学院の設置、科目等履修生制度の活用などさまざまな取組みが行われてきている。

平成一〇年三月には、大学院における教育研究の一層の弾力化のため、通信制の大学院（修士課程）を設置することができるようになったところである。通信制の大学院は、大学院レベルの授業を受けたいと思いつながら、自宅や職場から通学できる範囲に受けたい分野の授業を提供する大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなどの地理的・時間的制約などから、通学が困難な社会人などのニーズに適切にこたえることを目的とするものである。平成一七年四月一日時点で、通信制の研究科を置く大学院は一九校（放送大学を含む）となっている。

また、平成一四年四月からは、博士課程についても通信

制の大学院を設置することができるようになり、平成一七年四月一日時点で、通信制の博士課程を置く大学院は、前述の一九校中、五校となっている。

③学部でのサテライトキャンパス

近年、社会人など時間的・地理的制約などにより大学の本校に継続的に通うことが困難な者が、サテライトキャンパスと呼ばれるような、大学の校舎以外の場所において大学教育を受けることについてのニーズが高まっている。このため、平成一五年三月にこのような校舎外の教育施設が備えるべき要件等を明確化し、各大学での取組みが行われやすいようにしたところである。今後は社会人のほかにも、例えば、単位互換による授業を受ける者で、単位互換先の校舎に通うことが困難な者などもサテライトキャンパスを活用することが期待される。

(六) インターシップ等の産学連携教育の推進

近年、社会、経済が高度化、複雑化し、グローバル化

(世界規模化)が一層進展している。このような状況の中で、今後も我が国が活力ある社会を築き、国際社会での競争力を維持・強化するために、多様な社会の要請に対応できる人材や、新たな産業を創出する創造性豊かな人材の養成が求められている。このような考えの下、インターシッップ(就業体験)の推進、産学連携による教育プログラムの開発・実施といった、大学と産業界との連携・交流の必要性はますます高まっている。

このため、文部科学省においては、大学と産業界との連携による教育の充実を図るため支援を行っている。

インターシッップを推進する観点からは、大学や企業関係者が情報交換や意見交換等を行う全国フォーラムの開催、インターシッップを実施する大学等に対する財政的な支援など、各種の施策を実施している。また、平成一七年度においては、学部等で行うインターシッップや創造的な人材を育成するための教育プログラムを産学共同で開発・実践する優れた取組みを選定し支援を行うこととしている。さらに、インターシッップの質の向上を図るための検討を関係省庁と連携しながら進めている。これらの取組み

を受けて、インターシッップの実施率は年々上昇している。

また、近年、我が国の科学技術をリードする高度な人材の育成が大きな課題とされており、これを受けて、新たに平成一七年度から、産学が共同して、一定の専門性を有する意欲のある学生を対象に、長期間企業の実践的な環境の下で質の高いトレーニングを行うモデル事業を実施することとしている。

#### (七) 理工系人材の養成

我が国が「科学技術創造立国」を目指し、発展していくためには、今後さらに、先導性・独創性を発揮し、国際社会に貢献していくことが期待されており、このような我が国の科学技術を支える理工系人材として、倫理観を備え、創造性豊かな質の高い人材の育成が強く求められている。

また、「ものづくり基盤技術振興基本法」や、「ものづくり基盤技術基本計画」においても、大学などにおけるものづくりを担う人材の育成などが求められており、産業界と

の連携も図りつつ、学生自身の創意工夫を生かした実践的な教育を進めていく必要がある。

各大学においては、近年の急速な技術革新、産業構造の変化に対応するため、学部・学科や大学院研究科・専攻の新設や改組などの教育体制の整備のほか、既設学科等においても、自己点検・評価や外部評価などに基づき、教育内容の見直し・充実などに努めている。また、実習等を重視した実践的な教育を進める観点から、工学分野におけるものづくりに関する教育センターや農学分野におけるフィールド・サイエンス・センターなどの実習教育関連施設の整備・充実なども進められている。

学協会においては、日本技術者教育認定機構(JABEE)を設立し、産業界の協力を得て、大学や高等専門学校などにおける技術者教育が社会の要求を満たしているかを認定する技術者教育認定制度を進めており、これを積極的に活用して技術者教育の質的向上に努める大学等も増えている。

文部科学省では、実験実習設備の整備、ものづくり等を導入した実践的な教育プログラムの開発、産業界と連携し

た人材育成など、各大学における取組みの支援のほか、新たな教育手法の開発などの優れた業績を挙げた個人や団体等に対する表彰や学生のロボットコンテストの後援などを通じて引き続き理工系教育の振興に努めていくこととしている。

#### (八) 医療人の育成

高齢化による疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、生命科学や医療技術の急速な進歩などを背景として、国民の期待に応える「良き医療人」の育成が一層重要となっている。文部科学省としても、医療人の養成を担う各大学と協力しながら、様々な改革を進めているところである。

#### ① 医学・歯学教育について

人間性豊かで高度な臨床能力を持ち、患者中心の医療を実践できる医療人としての医師・歯科医師の育成に大きな期待が寄せられている。現在、各大学においては、医学・歯学生が卒業までに学んでおくべき態度、技能、知識

に関する教育内容を精選して作成された「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革や、診療参加型臨床実習の充実など、積極的な教育改革が進められている。さらに、通常五・六年次に行われる臨床実習の開始前の段階で、病院や診療所などの臨床の現場で実習を行えるだけの態度、技能、知識を学生が備えているかを適切に評価するための共用試験が、ほぼ全ての医科大学（医学部）・歯科大学（歯学部）の参加のもと実施されている。共用試験には、コンピューターを用いた知識・問題解決能力を評価する試験（Computer Based Testing : CBT）と患者役のボランティアの協力を得て診察技能や態度を評価する試験（Objective Structured Clinical Examination : OSCE）が用いられている。これまでに、三度のトライアル（試行試験）が行われたところであり、その成果を踏まえて平成一七年度から正式実施されることとなっている。

文部科学省では、これらの改革を推進することを通じて、二一世紀の医療を担う良き医師・歯科医師が輩出されることを期待しており、各種の支援を行っているところである。

②大学における地域医療貢献について

へき地を含む地域における医師不足が社会的に大きな問題となっていることを受け、文部科学省では、厚生労働省、総務省と連携して、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」（平成一五年一月）を設け、へき地を含む地域における医師確保対策やそのための医師養成のあり方などについて検討を行い、平成一六年二月に当面の取組み及び今後の検討課題について取りまとめを行った。

文部科学省では、地域における医療対策協議会の開催を促進するとともに、大学における医師紹介システムの明確化・決定プロセスの透明性の確保、大学の医師養成過程における地域医療に関する教育の充実、遠隔医療によるへき地医療支援などの諸施策を進めていくこととしている。

また、医学部に地元出身者のための入学枠を設けることは、地域における医師確保問題への有効な対応策の一つと考えており、各大学における検討を促している。

③薬学教育の改善・充実について

医薬分業の進展、医療技術の高度化を背景に、薬剤師に

は服薬指導やサービスの一層の向上、医療チームの一員としての積極的な役割が期待されていることを受け、大学における薬剤師養成のための薬学教育の修業年限を六年とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立した。これにより、平成一八年四月一日より薬剤師養成のための薬学教育は六年制の課程で行われることとなった。同時に薬学教育が医薬品の研究や販売などの多様な分野に進む人材については、四年制の学部・学科で養成されることが想定されたことを受け、同法により、四年制の課程も存置された。

④卒後臨床研修について

従来の医師の卒後臨床研修が特定の診療科に偏った専門医育成のものになりがちであったことへの反省の下、患者を全人的に診ることができる基本的・総合的な診療能力の修得を目的として、平成一六年度より、卒業後二年間の医師臨床研修が必修化された。

本研修制度の実施に向けて大きな論点であった研修医の処遇については、国立大病院については国立大学法人に対する運営費交付金で措置し、公私立大病院及び臨床研修指定病院に対しては厚生労働省の「医師臨床研修費補助金」により相応の支援が行われており、これにより、アルバイトを行わなくとも研修に専念できる体制が整えられている。

また歯科医師については、平成一八年度から卒業後一年間の臨床研修が必修化される。大病院においては、引き続き研修医を受け入れ、その指導体制を整備するとともに、

法案成立を受け、文部科学省では、中央教育審議会における検討を経て、平成一六年一二月に大学設置基準等の改正を行うなど、新制度の詳細を定めたところである。

六年制の薬学教育の実施に向けては、長期実務実習（病院・薬局）の実施体制の整備、実務実習前の共用試験の実施体制の整備、第三者評価システムの整備などを図っていくことが重要であり、これらの取組みを進め、新制度下での薬剤師養成の円滑な実施に資するため、平成一七年一月より日本薬剤師会、大学等の関係者、厚生労働省等との間

研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるように処遇を確保することが必要である。

⑤ 看護師等医療技術者の養成について

資質の高い看護師等の養成や教員・研究者育成のために、これらの分野において大学・大学院の設置が進んでいる。特に看護学教育については、平成一六年三月に「看護学教育の在り方に関する検討会」の報告書において、学士課程における看護学教育の到達目標等が提言されている。各大学における看護学教育の更なる改善・充実に向けた取り組みが期待されており、文部科学省においては、教育内容や臨地実習指導者の充実を図る観点からワークショップ等を開催している。